

麦赤かび病防除（無人ヘリ）のお知らせ

麦赤かび病防除を、下記の要領により実施いたします。

麦（小麦・大麦）が赤かび病にかかると、品質低下や収量減少が起こります。赤かび病の原因となるかびは、穂に付着してデオキシニバレノールやニバレノールというかび毒を産生する場合があります。収穫後の麦にデオキシニバレノール類が多く含まれると、それを原料とした食品を摂取することによって、健康被害が起きるおそれがあります。

現在のところ、防除なしに赤かび病の発病・まん延を完全に防ぐことのできる品種はありません。気象条件によっては、赤かび病が発病・まん延するおそれがあるため、薬剤で赤かび病を防除し、かび毒を産生しないようにする必要があります。

防除時期は、麦の出穂期から開花最盛期が最も有効なので、それぞれの圃場における麦の生育状況を確認しながら実施します。

皆様のご協力をお願いいたします。

《防除実施要領》

1. 実施者 いばらき広域農業共済組合
2. 対象作物 小麦(大麦は対象としません。)
3. 実施地区 笠間市(旧笠間市・旧友部町)全域 約150ヘクタール
桜川市(旧岩瀬町)全域 約200ヘクタール
4. 実施期間 4月25日(金)～5月31日(土)
※詳細な実施地区及び実施日は、お問い合わせ下さい。
5. 実施方法 産業用無人ヘリコプター及び産業用マルチローター(ドローン)
6. 使用薬剤

薬剤名	希釈倍数	成分名・含有(%)
ミラビスフロアブル (麦用殺菌剤)	16倍	ピジフルメトフェン(18.3%)

お問合せ先 笠間市来栖138番地の5
いばらき広域農業共済組合 笠間支所
電話 (0296) 72-7321

散布にあたっての《安全対策》については、次ページをご覧ください。

《安全対策》

薬剤は小麦圃場に散布しますが、下記の事項にご注意してください。

- ① 散布は、午前4時30分頃から正午頃まで行いますが、気象条件により遅れる場合があります。
- ② 散布期間中に無人ヘリコプターによる散布作業を行っていることを確認した場合は、小麦栽培区域内の農道や周辺道路の通行を避けてください。
- ③ 洗濯物も散布作業が終了してから屋外に干してください。
- ④ 通常の散布では、人体に影響はありませんが、万一、薬剤がかかった場合は、すみやかに石鹼等で洗い流してください。
- ⑤ ペットの散歩などを行う場合には、小麦や周辺の雑草等に立ち入らないようにしてください。
- ⑥ 小麦圃場に隣接する畑などに野菜等を栽培し、散布期間中に収穫をする場合は、散布時期の調整等を行いますので事前に共済組合までご連絡ください。
- ⑦ 小麦の生育状況により散布日が異なります。詳細な散布日及び散布区域については、共済組合まで問い合わせてください。